

ひ下げ、自治委員会は原則として之を一般難民に売却することとせり併し難民中には金なく家なく且労働能力なき者も多数あり、之等に対しては止むなく無償交付をなすこととせり

斯かる救済策を以てして、尚現在（一月二十一日）にて今後一箇月分の食糧を貯蔵あるか、野菜、薪、魚類等は殆ど欠乏を来さむとある為、其の対策として、特定の者に限り許可を与へて城外へ出し、欠乏物資の搬入に当らしめむと、計画立案中なり。又食糧問題のがある現状と難民の善後処置を速に講せんとの見地から難民に対して其の徒食を警戒し、出来得る限り速かなる正業への復帰実現を考究中なり既に特殊技能を有する者約三〇〇名（其の扶養家族を合せは約一、五〇〇名）か鉄道、水運、電燈其の他の業務に使役され或は城内清掃人夫となつて労力を提供しあり他方小商売の奨励計画も漸く其の緒に就かむとしつつあり

難民区から現住地への復帰は上述主旨の下に去る一月十日から実行され中央地区に定められた日本人街を除く全市を五区に分ち、各区に区

長を置き、徐々に難民を各区に移住せしめ、家なき者には宿舎を世話し、一月末頃には大体各区への分布を完了せしめ、難民区は其の時正式に解消する予定なり

次に各復帰を終了せる難民には保甲制度を基礎とする自治生活を行はせ、治安の維持には警察隊之に当り、連座法による取締方針を採る筈なり。又城内外の通行は食糧問題解決、城内清掃を俟つて一般に許可する予定なるか、目下は城内外にある家族との関係其の他を考慮し、城外近傍の者にのみ其の自由を若干認めあり

三、自治委員会の活動

過渡期にある自治委員会は現在未だ財源となすべきものなき為、今後糧秣売却によつて得たる金額及予定案としての人力車税（約一千台あり）の外、魚類、野菜等の市場を自治委員会直営下に開設し其の収入を財源の一部に充て、将来は戸数割税等の方法を以て経費の捻出を計る方針なり。従つて現在の自治委員会は尚搖籃時代の域を脱せず、未だ特記すべき実績は皆無なるも成立に際して発表せる宣言は次の如し

（一）国民党の■党専政を排除し、民衆を基礎とする政治を実行す
（二）各地親日団体と合作し、日支提携の実を挙げ以て東洋平和の確立を期す

（三）防共政策を実行し抗日排日思想を絶対に排除し、欧米依存の觀念を矯正す

（四）産業を振興し、民衆の福祉を増進す

（五）広く人材を登用し、民衆自治の徹底を期す

以上の宣言により、委員会は総務、財務、救済、警務、工商、交通の各課に分れて夫々活動に入り、現在は対難民問題、屍体の処置、城内各所の清掃、其の他衛生施設に全力を挙げつつある外、難民の救済登記工作を行ひ、難民の復帰につれ、其の治安維持の為去る一月十日警察処を設置せり。現在人員は百六十名にして、他に三十名の消防隊が付設されあり

四、復興南京の建設と交通恢復状況

南京建設に先づ最も必要な電燈と水道は、我軍の非常なる努力の結果十二月三十一日眞の復旧を見るに至れり、即ち、事変前整備せる千三百名の従業員に比すれば僅か其の十分の一にも充たぬ僅か八十名の作業隊は、克く大破壊を受けた施設復旧に当り、寒氣を冒し、材料不足を克服し、不眠の作業を続行し、復旧工事を完成せり。電燈水道とも軍関係は殆ど大半其の配電、送水を完了し、逐次在住邦人其の他に及ぼす段階に達しあり

目下水道の水源地は南京城西方揚子江岸の水道廠にして、電燈は南京市南方約十軒上坊内の発電廠及下関の電燈廠の送電による

交通機関の中、鉄道は鉄道部隊並鉄道従業員不斷の努力により、現在既に、南京—上海、浦口—除鼎—明光、南京—蕪湖の三線何れも開通し、就中滬寧線は鎮江付近トンネルの破壊により著しき妨害を蒙り居りしものなるも、其の修理全くなり、二日間を要せる上海—南京間も一月十二日より僅に十二時間にて足ることになれり